

薬物乱用防止啓発資材貸出事業実施要領

第1 目的

この要領は、本市が薬物乱用防止に関する指導に必要な啓発資材（以下「啓発資材」という。）を貸出することにより、学校や各種団体が行う薬物乱用防止に関する指導を支援し、市民の薬物乱用問題に対する認識を高めることを目的とする。

第2 対象者

啓発資材の貸出を受けることができる者は、市内の学校、各種団体等次のいずれかに該当する者が所属し、市内で活動する団体とする。

- (1) 郡山市の区域内に住所を有する者
- (2) 郡山市の区域内の事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 郡山市の区域の学校に在学する者

第3 対象啓発資材

別紙一覧のとおり。

第4 貸出の申し込み

啓発資材の貸出を受けようとする者は、薬物乱用防止啓発資材貸出依頼書（第1号様式）に必要事項を記入のうえ保健所長に提出しなければならない。

第5 貸出期間

啓発資材の貸出期間は、原則として7日間以内とする。

第6 実績報告

啓発資材の貸出を受けた者（以下「利用者」という。）は、使用后、すみやかに薬物乱用防止啓発資材使用実績報告書（第2号様式）に必要事項を記入のうえ保健所長に提出するとともに、貸出啓発資材を返却しなければならない。

第7 費用負担

啓発資材の使用料は無料とする。

利用者が啓発資材を損傷又は紛失したときは、すみやかに保健所長へその旨を報告するとともに、その損害を賠償しなければならない。ただし、情状により、その損害賠償額の全部又は一部を免除することができる。

第8 譲渡等の禁止

貸出を受けた薬物乱用防止用品を譲渡、交換、貸し付けたりすることはできない。

附 則

この要領は、平成20年5月12日から施行する。